平成２７年（フ）第４３７号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―1008号、従前の住所神戸市西区池上４丁目５番地の９伊川館402号
債務者　井上　政美(旧姓世良田・野田・野田・野橋)
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１６号
神戸市須磨区竜が台５丁目18番地　２号棟1009号
債務者　岡江　礼子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６８号
神戸市兵庫区小河通４丁目１番２―406号
債務者　牧　恵美子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０８号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番34―1504号
債務者　松園　幸司
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４３８号
北九州市小倉北区中井５丁目14番12―306号
債務者　神吉　奈樹（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９７号
熊本県合志市須屋1458―89　コーポ原田101号、住民票上の住所熊本県阿蘇市狩尾560番地
債務者　永富　康友
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
広島県福山市春日町３丁目８番21―201号
債務者　小澤　隆生
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６５号
青森県五所川原市字田町188番地11
債務者　白戸　貴博
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
神奈川県厚木市温水西１丁目23番17号
債務者　佐藤　　綾
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４７号
神奈川県中郡二宮町百合が丘１丁目２番12号28
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５８号
神奈川県厚木市下荻野582番地１　シンフォニーⅠ―106、前住所神奈川県厚木市下荻野1489番地４
債務者　小川　千恵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３６２号
神奈川県秦野市曽屋２丁目６番４号　レオパレス秦野第９　202号
債務者　村木　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９２２号
名古屋市守山区茶臼前16番20号　喜多山住宅１棟201号
債務者　毛利　妃音
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２３号
名古屋市中川区荒子４丁目290番地　カルムノーヴェⅠ棟101号
債務者　久保　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２号
山口県周南市大字徳山6808番地の９　岐山グリーンハイツ203号
債務者　渡辺　智之
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４３０号
熊本市東区江津２丁目10番２―７号　江津湖団地10―２―７
債務者　志水祐太郎
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
山口市宮野下822番地２　県営住宅恋路団地Ｃ棟102
債務者　栗林絵津子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係